

令和7年度コンプライアンス推進計画

令和7年3月24日付け6農畜機第8390号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）5に基づき、令和7年度においては、以下の態勢・取組等により、機構及びその役職員の職務に関する倫理の保持、個人情報の保護、ハラスメントの防止等をはじめとするコンプライアンスの推進を図るものとする。

第1 コンプライアンスの推進態勢

1 コンプライアンス委員会における審議

機構の役職員以外の学識経験者等を含むコンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進計画の策定、コンプライアンスの推進状況及びコンプライアンス推進計画の進捗状況の点検に関する事項等について審議する。

2 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進は、部、業務監査室及び事務所（以下「部室等」という。）における日頃の取組と役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。このため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 管理責任者（基本方針4の（3）の管理責任者をいう。以下同じ。）及び管理責任補助者（同方針4の（4）の管理責任補助者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組、最近の状況、業務の特性等を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進に必要な措置を講じる。
- (2) コンプライアンス委員会の開催前に、管理責任者、管理責任補助者等により構成されるコンプライアンス推進会議を開催し、コンプライアンス推進計画の進捗状況、部室等におけるコンプライアンスの推進状況の点検結果等についての意見交換等を行う。

3 コンプライアンス推進相談等窓口の運営

- (1) コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期の発見及び解決を図るため、機構の内部及び外部にコンプライアンス推進相談等窓口を設置する。
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けた場合は、相談者が当該相談等をしたことにより不利益を受けることがないよう十分配慮しつつ、適切に対応する。
- (3) 相談者が安心して本窓口を利用できるよう、相談受付後の流れを分かりやすく示すなど役職員への周知に取り組む。
- (4) 本窓口の利用拡大を図るため、コンプライアンスに関する相談・通報のほか、人間関係及び業務に関する悩み等に幅広く対応する「なんでも相談デー」を実施する。

第2 コンプライアンスの推進に向けた取組

内部統制に関する改善方針（平成31年3月25日内部統制委員会了承）を踏まえ、コンプライアンスを推進するため、以下1～5の取組を継続して実施する。

1 コンプライアンスに関する認識度調査

- (1) 部室等におけるコンプライアンスの推進状況の点検及び管理職員と管理職員以外の職員との間のコンプライアンスに関する認識の差異等の把握のため、職員を対象とした認識度調査を原則として上半期に実施する。
- (2) 調査の結果に基づき、機構におけるコンプライアンス推進上の課題等を確認し、その後のコンプライアンス推進のための取組に反映させる。
- (3) 調査の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

2 風通しの良い職場づくり等のための自己点検

- (1) 職場のコミュニケーション及び風通しの良い職場環境形成の更なる促進のため、職員を対象とした自己点検を原則として上半期に実施する。
- (2) 自己点検の結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、必要な対応を求める。

3 コンプライアンス推進週間

- (1) 役職員がコンプライアンスについて考え、日々の行動を振り返り、コンプライアンスに対する理解を深める機会として、原則として2回のコンプライアンス推進週間（以下「推進週間」という。）を設置する。
- (2) 推進週間においては、教育資材の視聴、採点方式のコンプライアンスチェック、コンプライアンスカードの作成・配付、キャッチフレーズの募集・ポスターへの掲載等必要な取組を行う。

4 コンプライアンスの推進に関する研修

新規採用職員（臨時職員及び派遣職員を含む。）、新任管理職員等に対する階層に応じたコンプライアンス知識の習得研修その他役職員のコンプライアンスに関する知識・認識を深めるための研修について、関係部署と調整しつつ実施する。

5 コンプライアンスに関する情報の提供

役職員の理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、規程その他有益と思量される情報について、イントラネット、電子メール等により機構内に提供する。

第3 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構におけるコンプライアンスに係る情報の積極的な公開を促進するため、基本方針、コンプライアンス推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容（同委員会において公表が適当でないとされたものを除く。）等について、機構のホームページにより随時公表する。